

平塚市行政改革大綱

(平成20年度～平成28年度)

平 塚 市

平成24年2月 (一部修正)

目次

一部修正に当たり

1	さらなる改革の必要性	2
(1)	これまでの取り組み	2
(2)	時代背景の変化	3
(3)	事務改善から新たな行政システムの構築へ	3
2	「ひと まち 自然 生活快適都市 ひらつか」をめざすための行政改革	5
(1)	総合計画を着実に推進するためのシステムとしての位置づけ	5
(2)	協働と経営の視点	5
(3)	計画期間と推進体制	6
3	新しいまちづくりの展開のための3つの柱	7
(1)	市民と市がコミュニケーションを重ね、相互の信頼関係を深めるために	7
①	行政情報の共有をすすめます	
②	多様な意見を行政運営に活かします	
③	誰もが利用しやすい行政サービスを提供します	
(2)	協働のまちづくりと市民主体の新たな自治のしくみをはぐくむために	8
①	市民と市の役割分担による「新たな公共」を創出します	
②	市民主体の公共サービスを展開します	
③	市民の活動を支えるしくみづくりをすすめます	
(3)	市民の視点に立ち、成果を重視した行政経営を展開するために	10
①	健全な財政運営につとめます	
②	成果重視の行政運営をすすめます	
③	広域的な視点によるまちづくりをすすめます	

一部修正に当たり

本市は、平成19年度に第5次行政改革の実施期間が終了することから、平塚市行政改革をすすめる懇話会から、今後の行政改革に関する意見を受け、現行の平塚市行政改革大綱が策定されました。また、この平塚市行政改革大綱に掲げる基本施策の具現化に向け、具体的計画をひらつか協働経営プランとして策定しました。

ひらつか協働経営プランに掲げる事業を着実に推進することで、市民の暮らしの立場から行政の仕組みを見直し、より質の高い行政サービスをより低いコストで提供できるような行財政運営に努めるとともに、平塚市自治基本条例の理念に基づく、市民との協働によるまちづくりを進め、平塚市総合計画が目指すまちづくりの実現に努めているところです。

平塚市行政改革大綱は、平成23年度の総合計画基本計画の見直しに合せた見直しを行うこととしていましたが、行政改革の取り組み方針として位置づけています総合計画基本計画における「実現に向けた取り組み」の項目は見直さないことから、平塚市行政改革大綱における基本的な考え方は、変更しないものとします。

しかし、平塚市行政改革大綱の策定時からの社会経済情勢の変化や現在までの行政改革を推進する上での課題等に対応するために必要な修正を行うこととします。

1 さらなる改革の必要性

自治体の役割の基本は、効率的な行政運営に努めることで、市民に対して質の高い行政サービスを提供することです。しかし、自治体の行財政システムは、近年、経済環境や市民意識の変化に対応した合理的なものとはなっていない部分が生じています。こうした行政の機能低下を解消して、地方自治の本旨である簡素で効率的な行政運営に立ち返るための「行政改革」が強く求められています。

(1) これまでの取り組み

本市では、昭和60年12月に行政改革大綱を策定して以降、平成19年度までの5次にわたって行政改革に取り組み、平成20年度からは、協働と経営の視点から取り組みを推進し、総合計画を着実に推進するためのシステムとして位置付けています。

第1次から第5次までの行政改革の実施に当たっては、その時々の市民ニーズや社会経済等、市民と市を取り巻く環境を考慮して設定した基本項目の達成を目指し、具体的な取り組み事項を掲げて改革に取り組んできました。その結果、生み出した財政効果は、約114億円となっています。

平成20年度からは、新たに策定された平塚市行政改革大綱に基づく具体的な取り組みをまとめた「ひらつか協働経営プラン」の推進を図り、その取り組みによる財政効果は、平成23年度までの3年度で約74億円となっています。

平塚市行政改革大綱の基本項目

第1次 (S61～S63)	第2次 (H8～H10)	第3次 (H11～H13)
1 OA化等事務改革の推進 2 事務事業の見直し 3 民間活力の活用の推進 4 職員管理の適正化の推進 5 給与等の適正化 6 組織管理の適正化	1 行政の簡素・効率化 2 社会経済情勢の変化と新たな行政需要に対応しうる組織・機構の見直し及び職員の能力開発と意識改革 3 市民と協働した行政運営と、市民の立場に立った行政サービスの向上	1 行政運営の改善・効率化の推進 2 財政運営の効率化の推進 3 市民と協働した行政運営と行政サービスの向上
第4次 (H14～H16)	第5次 (H17～H19)	現行 (H20～H28)
1 行政運営の簡素・効率化の推進 2 健全な財政運営の推進 3 市民・企業との協働 4 行政サービスの向上	1 市民の視点で市民と共に進める行政運営 2 市民が満足する行政サービスの向上 3 民間経営理念の導入と効率的な行政運営の推進 4 行政評価システムの導入	1 市民と市がコミュニケーションを重ね、相互の信頼関係を深める 2 協働のまちづくりと市民主体の新たな自治のしくみをはぐくむ 3 市民の視点に立ち、成果を重視した行政経営を展開する

平塚市における行政改革の財政効果

	経費削減や収入確保等の額
第1次(S61～S63)	2,949,910 千円
第2次(H8～H10)	1,811,563 千円
第3次(H11～H13)	3,537,100 千円
第4次(H14～H16)	1,587,726 千円
第5次(H17～H19)	1,597,100 千円
現行 (H20～H28)	7,419,003 千円
累計	18,902,402 千円

※ 現行 (H20～H28) は、H20 から H22 の累計額

(2) 時代背景の変化

今日、行政を取り巻く環境の急激な変化のもとに、行政の果たすべき役割・使命も刻々と変化しています。少子高齢化の急激な進展による生産年齢人口比率の減少は、税収の減少と社会保障費の増大として市の財政に大きな影響を及ぼし、また、情報通信技術の急速な進化は、社会のグローバル化をもたらして、人々のライフスタイルを大きく変化させました。

こうした大きな変化のなかで、平成20年のリーマンショックによる景気後退をはじめ、東日本大震災や歴史的な円高水準による産業界等への影響を受け、国内社会経済状況は依然として厳しい状況が続いています。

本市においても平成20年度から市税総額が3年連続の減少となる一方、生活保護費など扶助費は増加を続けており、今後大幅な財源不足が見込まれるところであり、更には、地域主権の取組みにより、県から基礎自治体への権限移譲などによる事務量の増加が見込まれ、今後更なる財政的負担の増加が危惧されます。

(3) 事務改善から新たな行政システムの構築へ

時代の潮流とともに変化する社会において、「行政改革」に求められるものは、財政の健全化に向けた行政内部の事務の効率化は当然のことながら、事務事業そのものを抜本的に見直すなど、行政のあり方自体を根本から見直すことです。

市民に必要な行政サービスを的確に提供していくためには、政策の「選択」と経営資源の「集中」の理念に基づき、必要とされる行政サービスを選択して提供していくことも重要な要素となっています。

また、市民の力を活かすことで対応可能な公共サービスの提供を、広く市民

と行政が協力して公共の仕事を担当するという「新たな公共」の理念で取り組むことも必要となっています。

市民が、地域が、コミュニティが、事業者が、行政が、誰もがそのポジションで、必要な分野を担当することによって、まちづくりにかかわっていくという協働のまちづくりを実現していくために、誰もが納得できるような、成果を重視した行政システムを構築することが、これからの行政改革に課せられた使命です。

2 「ひとまち自然 生活快適都市 ひらつか」をめざすための行政改革

「平塚市総合計画」は、本市における行政運営の最も基本的な指針となるもので、本市が展開する施策とこれを実現する事務事業は、原則的にすべて総合計画に集約されるべきものです。このことは行政改革における取り組みについても例外ではありません。

(1) 総合計画を着実に推進するためのシステムとしての位置づけ

行政改革の目的は、市民の暮らしの立場から行政システムを見直し、より質の高い行政サービスをより低いコストで提供することにあります。このことから、行政改革を推進する際には、市の最上位計画である総合計画とそこに描く目的の達成を常に意識すべきであり、総合計画に表される施策をより効果的・効率的に実現するために実施するものであると言えます。

総合計画で目指す生活快適都市を実現するために、総合計画に謳われている「実現に向けた取り組み」の項目はそのまま行政改革の取り組み方針として位置づけ、この部分の実施計画は、行政改革の実施計画で担うこととしています。

この実施計画の取組みの内、特に財政健全化に係わるものは「財政健全化プラン」を策定し取組み、実施計画の取組み全体は「協働経営プラン」を策定し取組んできましたが、両プランの進捗管理や実績等の取りまとめには重複する部分があること、両プランの関係が複雑な面もあることから、より効率的な取組みを推進するため、両プランを統合し、一元的な進捗管理を行うこととします。

(2) 協働と経営の視点

今日、市民生活を支える公共サービスは、市民、事業者、自治会、市民活動団体、行政などの多様な担い手によって提供されています。行政の提供する行政サービスとは公共サービスのひとつの形態とされ、自治体に期待される行政サービスのあり方も変化しています。

今後、住みよい、暮らしやすい都市を形成していくために、平成18年に制定した「平塚市自治基本条例」の理念に基づき、広くまちづくりにおいて市民と行政が共に役割と責任を分かち合い、相互に連携・協力し、補完し合いながら、都市問題や公共サービスの提供に努めることを目指す「協働」を実践します。

一方、「協働」の視点とあわせて、行政運営に、成果を重視した「経営」の視点を取り入れ、より一層効率的・効果的に行政サービスを提供することによって、協働によるまちづくりを支えていきます。そのために、PDC[※]Aのマネジメントシステムを活用し、「何を」、「どれだけ」、「いつまでに」、「どのように」取り組むのかを明らかにします。

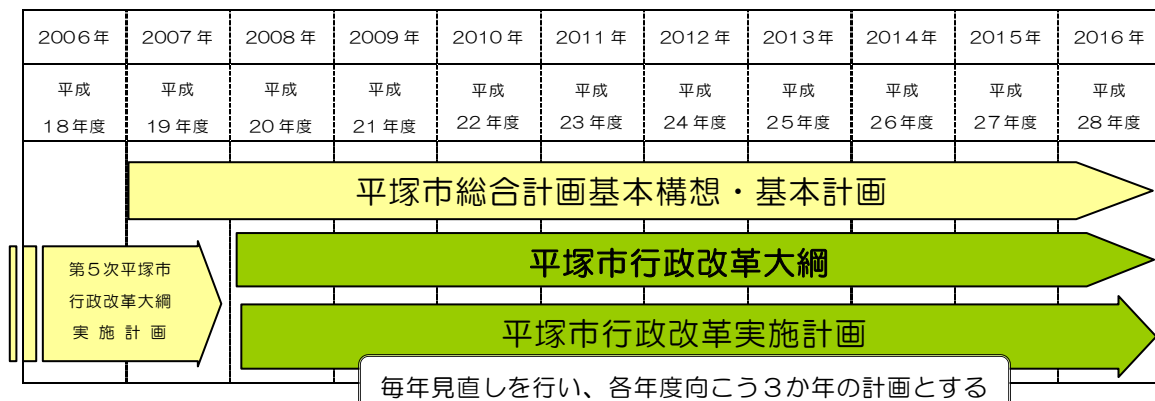
(3) 計画期間と推進体制

行政改革大綱の計画期間は、総合計画の基本構想・基本計画にあわせ平成28年度までとし、総合計画基本計画の見直しにあわせて行政改革大綱も見直しを行うこととしてきました。また、行政改革実施計画は3年を計画期間としますが、行政評価による事業見直しを実施することから、毎年度見直しをしています。行政改革実施計画の策定に当たっては、現状を分析して課題を抽出し、これに基づく達成目標をできるだけ数値化し、市民にわかりやすい計画とします。

これまで本市の行政改革は、市長を本部長とする「行政改革推進本部」を中心に進捗管理を推進してきました。一方、健全な財政基盤を構築するための財政健全化の取組みは、「財政健全化対策推進本部」が進捗管理をする体制であることから、効率的な体制とは言えない面がありました。

そこで、これらの推進体制を一元化し、効率的な推進体制の下、行政改革及び財政健全化の双方の視点を備えた組織により本市の行財政改革を推進していくこととします。

平塚市総合計画と平塚市行政改革大綱の計画期間



注) PDCA:[plan(立案・計画), do(実施), check(検証・評価), action(改善・見直し)]事業の計画・立案から評価・検証、見直しまでを一貫して行い、次の計画・事業に活かそうという考え方

3 新しいまちづくりの展開のための3つの柱

総合計画では、まちづくりの目標を着実に実現するための取り組みを「新しいまちづくりの展開」として位置づけ、次の3つの「展開方針」を掲げています。

- ・市民と市がコミュニケーションを重ね、相互の信頼関係を深める
- ・協働のまちづくりと市民主体の新たな自治のしくみをはぐくむ
- ・市民の視点に立ち、成果を重視した行政経営を展開する

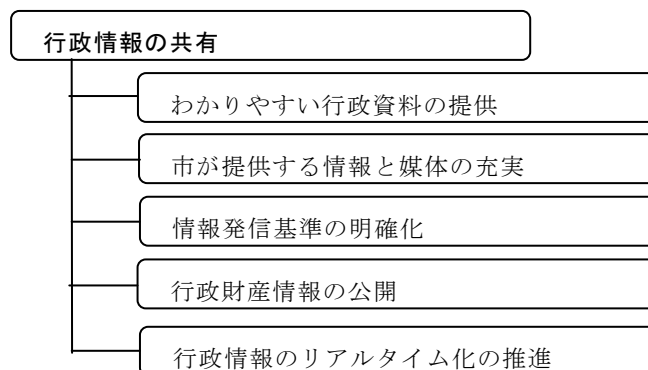
総合計画を実現していくための取り組みとして掲げられたこれらの項目は、行政運営の基本的な指針であることから、行政改革の指針としても位置づけることによって、これに沿った行政改革の具体的な取り組み事項を定め、「総合計画実現のための行政改革」として明確にしています。

(1) 市民と市がコミュニケーションを重ね、相互の信頼関係を深めるために

市民と行政がともに手を携えてまちづくりを進めていくためには、互いのことをより深く理解し、共通の認識を持つ必要があります。これからは、広く市民をまちづくりのパートナーとして情報の開示を進めてこれを共有し、同じ土俵で考え方や意見を交換できるような環境を創出していきます。このことにより、行政としての説明責任を果たし、相互の信頼関係に基づいた行政運営を進めて市民の求める行政サービスの展開に努めます。

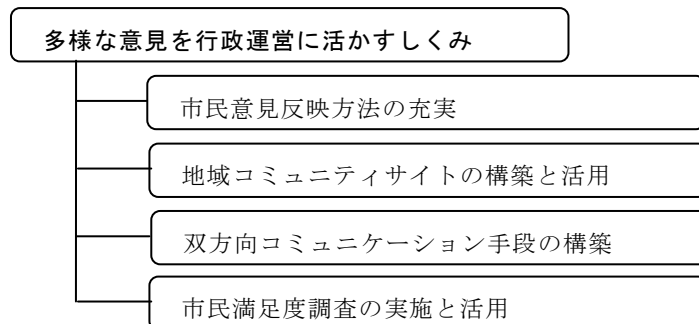
① 行政情報の共有をすすめます

行政情報を積極的に、わかりやすく提供することで行政運営の透明性を高めます。また、多様な情報媒体を活用して情報格差を解消し、市民との情報共有を進めて市民の関心を喚起し、協働の意識が高まるよう努めます。



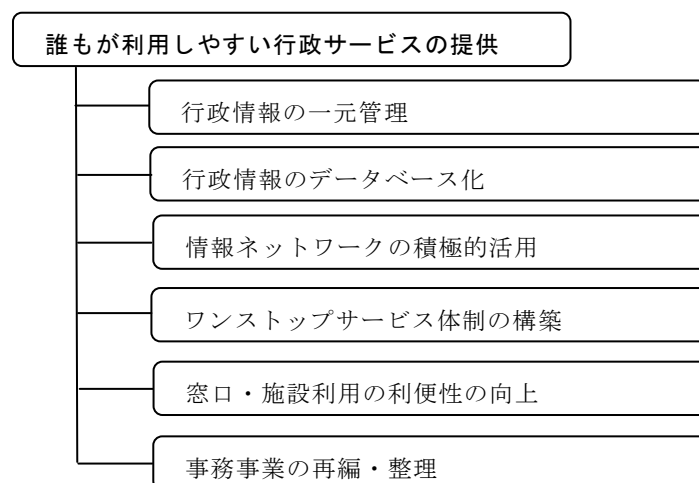
② 多様な意見を行政運営に活かします

市民と行政、市民同士の情報交換や意見交換の場を充実させることにより、活発な議論に基づく意見が行政に反映できるような仕組みをつくります。



③ 誰もが利用しやすい行政サービスを提供します

市民が必要なときに必要な情報を的確に利用できるような体制を整えます。また、効率性と利便性向上の視点から事務事業を見直し、誰もが利用しやすい行政サービスを提供します。



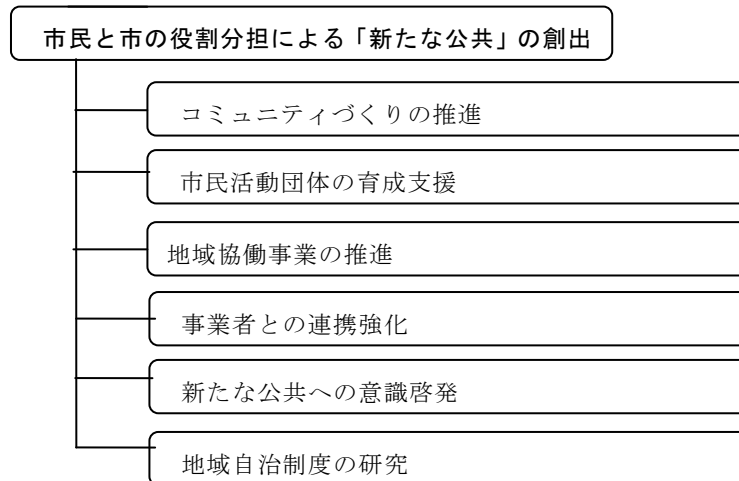
(2) 協働のまちづくりと市民主体の新たな自治のしくみをはぐくむために

これからのまちづくりは、行政が一方向的に進めるものではなく、市民、事業者、自治会、市民活動団体などが、それぞれの立場でまちづくりに携わり、お互いを支えあっていくことができるような自治の仕組みを作り上げていく必要があります。

こうした「民」の力を、まちづくりのパートナーとして位置づけ、行政と民間が手を携えて「協働のまちづくり」に取り組む体制を整え、あわせて、その担い手の育成にも取り組んでいきます。

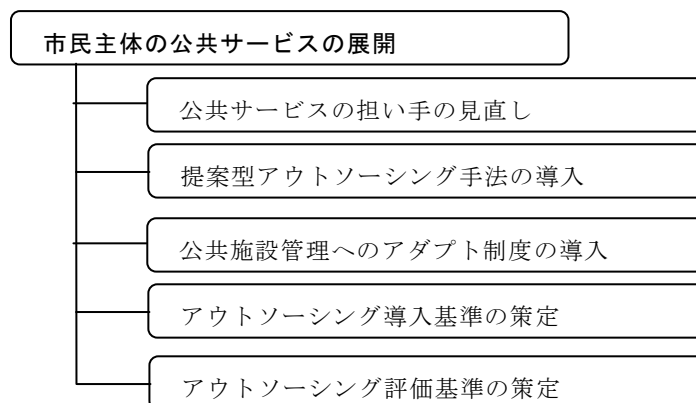
① 市民と市の役割分担による「新たな公共」を創出します

「民」が担えること、「公」が担うべきこと、両者が協力して取り組むことを市民と市が相互に理解し合い、「新たな公共」の理念が共有できるよう意識啓発や協働事業の推進に努めるとともに、まちづくりのパートナーとなる団体等の育成・支援を行います。



② 市民主体の公共サービスを展開します

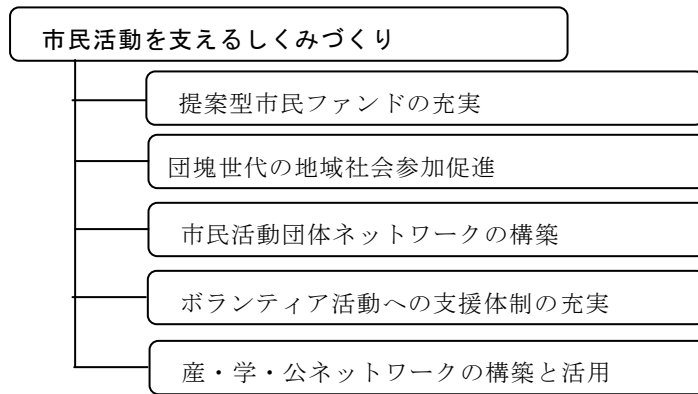
「民」と「公」がそれぞれの立場で協力し、「新たな公共」の理念に基づく地域課題を解決する仕組みを生み出します。そのために、PFI^{*}や指定管理者制度などのアウトソーシングを推進するとともに、市民が主体的に担える分野は、積極的にこれを担ってもらい多様化する市民ニーズに応えます。



③ 市民の活動を支えるしくみづくりをすすめます

市民の主体的活動を支える仕組みを整備することによって、市民と行政が持てる知恵と力を出しあうなかで、市民の自主的活動のネットワーク化も図って、市民の連携を推進し、市民自らが地域社会を創出できる環境を生み出します。

注) PFI: 公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法



(3) 市民の視点に立ち、成果を重視した行政経営を展開するために

市民が豊かで快適に暮らせるまちの基礎となる、安定した財政基盤を実現するため、庁内推進体制の効率化を図りつつ、歳出削減策や収入確保に繋がる取組みの充実を図ります。

また、経営的な視点で成果を重視した行政経営を展開するため、市民の視点に立った行財政運営に関する評価とその結果を確実に反映させる仕組みを作ります。あわせて、効率的・効果的な行政運営を広域的な視点からも推進していきます。

① 健全な財政運営につとめます

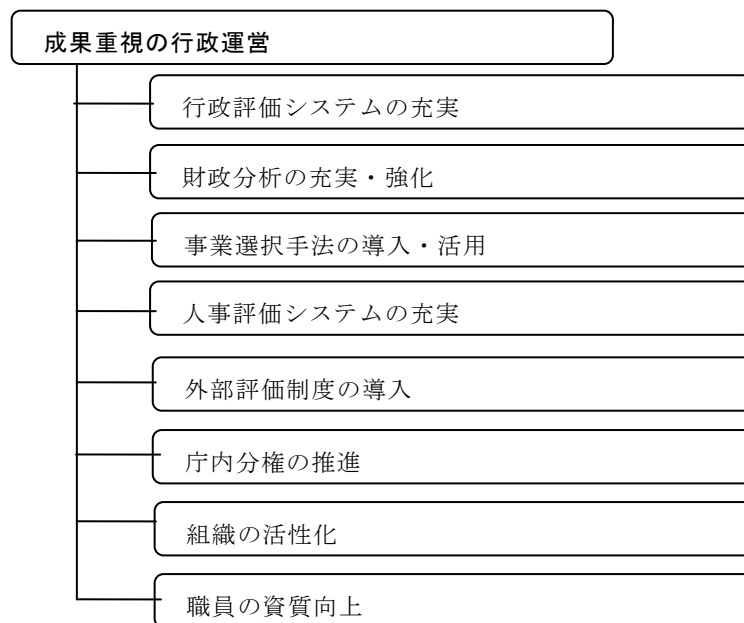
財源の確保と有効活用のために、事業の必要性と効果を検証し、また、協働の理念を踏まえた民間委託など事務事業のアウトソーシングを進めます。また、都市活力の創出や経営の視点から公有地の売却や賃貸等を進めるとともに、有料広告事業やネーミングライツの導入などの自主財源の確保に繋がる新たな取組みを図っていきます。

一方、行政サービスを利用する際の負担の公平性や財源確保の観点から使用料や手数料の料金負担の適正化にも積極的に取り組みます。



② 成果重視の行政運営をすすめます

現状分析に基づいて設定した事務事業などに関する目標、期待される効果及びスケジュールを公表するとともに、行政評価に基づく効果測定と改善・効率化の取組みを充実します。また、行政評価システムによる内部評価と併せて、外部の視点からの評価や事業選択の仕組みを充実することにより、より透明性の高い行政運営を進めます。



③ 広域的な視点によるまちづくりをすすめます

多様化・複雑化する行政課題に対応するためには、近隣の地方公共団体と協力・連携を図ることによって、より効率的に問題を解決できる可能性があります。したがって、地域を広く捉えるなかで、行政に何が可能なのかを判断していく必要があります。

今後も、近隣自治体と協力・連携を深めることによって、多様化・複雑化する行政課題に広域的な視点で対応していきます。

